

名古屋市告示第121号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第 186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

令和 7年 3月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

令和 7年 3月19日から令和 8年 2月28日まで

名古屋市消防局予防部規制課

港区潮見町全域

